

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（376））
2. 日時：令和3年1月19日 16時00分～18時20分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、千明主任安全審査官、
服部主任安全審査官、宇田川安全審査官、日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社

山田常務執行役員 電源事業本部 部長（電源土木） 他12名※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「5条 津波による損傷の防止」について、1月15日提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【漂流物衝突荷重の設定方針】

- 施設護岸から500m以遠で操業する漁船について、航行不能となり漂流した場合の到達評価及び設計の考え方を説明すること。
- 第925回審査会合における漂流物評価について、対象漂流物とした漁船（総トン数19トン）の評価上の考え方が明確となるよう説明すること。
- 発電所沿岸で操業する漁船について、施設護岸から500m以内と500m以遠に区分して整理する理由を丁寧に説明すること。
- 将来的な不確かさを考慮した設計方針について、操業する漁船の不確かさだけでなく、航行の不確かさも考慮することが明確となるよう説明すること。
- キャスク取扱格納庫の漂流物評価について、定盤部は漂流物にならないことが根拠を含めて明確になるよう説明すること。
- かご漁、ぶり・はまち固定式刺網漁等の操業の不確かさ評価について、操業制限等がないために不確かさを考慮する方針とすることが明確となるよう説明すること。

- 漁船の操業制限、操業状況及び操業の不確かさ評価の一覧表について、漁業制限のエビデンスとの紐付けが明確となるよう説明すること。
- 構外陸域の家屋の漂流物調査について、現地調査と聞取調査を併用して調査していることが明確になるよう説明すること。
- 構外陸域の人工物等調査方法について、「現地調査」及び「聞取調査」を実施していることが確認できるよう説明すること。また、「現地調査」及び「聞取調査」を実施する際に使用した調査票などの資料について説明すること。

漂流物評価に用いた基準津波について、基準津波として選定された津波以外の津波を含めて代表性があることを説明すること。

【津波監視カメラの視野範囲について】

- 津波監視カメラの視野範囲について、津波監視と構内監視に対する考え方を示した上で、現状の監視不可範囲がある状態で基準要求を満足していることが明確となるよう説明すること。
- 自然現象等で1台が機能喪失した場合に残り2台の監視カメラで津波襲来時の状況把握を行う方針について、3台のうち、それぞれ1台の機能喪失を想定し、残り2台による視野範囲及び状況把握の可能な主要位置を網羅的に示し、津波来襲時に必要な状況把握が可能であることを明確に説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし